

地方競馬全国協会 会報

第 246 号 平成 15 年 10 月

目 次

競馬関係

登録関係	馬主及び馬の登録数調べ
騎手候補生関係	第 7 8 期騎手候補生の修了 第 8 2 期騎手候補生の入所
研修関係	研修実施状況（平成 1 5 年 7 月～ 9 月）

規程関係

協会業務関係	業務方法書の一部変更
内部規程	馬主及び馬登録事務細則の一部改正
<u>できごと</u>	平成 1 5 年 9 月

馬主および馬の登録数調べ

平成15年9月分 登録件数等

区分	登録	抹消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬主	1	22	5	0			2
馬	387	304	1		316	3	15

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2歳	171	20	191	0	191
3歳	159	0	159	0	157
4歳	19	0	19	0	19
5歳	6	0	6	0	6
6歳以上	12	0	12	0	12
計	367	20	387	0	387

ただし、登録事項の変更及び抹消については9月中に事務処理済みの件数である。

第 7 8 期 騎 手 候 補 生 の 修 了

協会は、第 78 期 騎 手 候 補 生 の 修 了 式 を 9 月 26 日 地 方 競 馬 教 養 セ ン タ ー に お い て 行 っ た。
修了した者は 12 名で次のとおりである。

また、同時に 騎 手 免 許 試 験 に 合 格 し た 修 了 者 全 員 に 騎 手 免 許 証 を 交 付 し た。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 調 教 師
北海道	伊 藤 千 尋	男	18	伊 藤 靖 則
岩手県	菊 地 康 朗	〃	18	小 野 寺 三 男
埼玉県	半 澤 慶 実	〃	18	宇 野 木 数 徳
千葉県	實 川 純 一	〃	18	出 川 龍 一
〃	高 橋 利 幸	〃	18	川 島 正 行
東京都	高 野 誠 毅	〃	19	高 岩 隆
神奈川県	山 崎 誠 士	〃	19	山 崎 尋 美
石川県	佐 賀 野 昭 人	〃	18	東 方 高 行
兵庫県	伊 藤 晋 一	〃	20	上 田 二 郎
〃	大 山 真 吾	〃	19	薮 田 勝 也
〃	平 原 透 雄	〃	20	謝 良 文
熊本県	林 卓 磨	〃	18	中 尾 信 一

(年 齢 は 9 月 26 日 現 在)

第 8 2 期 騎 手 候 補 生 の 入 所

協会は、第 82 期 騎 手 候 補 生 の 入 所 式 を 10 月 2 日 地 方 競 馬 教 養 セ ン タ ー に お い て 行 っ た。
入 所 試 験 に 合 格 し、入 所 し た 者 は 9 名 で 次 の と お り で あ る。

都道府県	氏 名	性 別	年 齢	所 属 予 定 調 教 師
岩手県	佐 野 智 彦	男	18	千 葉 四 美
宮城県	大 内 純	"	17	未 定
栃木県	山 崎 真	"	15	未 定
東京都	赤 嶺 亮	"	16	赤 嶺 本 浩
"	本 田 正 重	"	15	未 定
静岡県	今 井 大 輝	"	15	未 定
愛知県	山 本 茜	女	19	原 口 次 夫
高知県	別 府 真 衣	"	15	別 府 真 司
"	森 井 美 香	"	18	別 府 真 司

(年 齢 は 4 月 1 日 現 在)

研修実施状況（平成15年7月～9月）

平成15年度新人調教師研修講座

平成15年7月8日(火)～11日(金)4日間 8名

場所 地方競馬研修館

北海道	山田 和久	愛知県	今津 博之
北海道	石本 孝博	兵庫県	小倉 哲也
ばんえい	金田 勇	兵庫県	柏原 誠路
ばんえい	村上 慎一	兵庫県	保利 幸作

平成15年度第2回調教師研修講座

平成15年7月22日(火)～25日(金)4日間 8名

場所 地方競馬研修館

ばんえい	松井 浩	ばんえい	小北 栄一
ばんえい	山田 勇作	ばんえい	鈴木 邦哉
ばんえい	大友 榮司	ばんえい	梨本 照夫
ばんえい	長部 幸光	ばんえい	皆川 公二

平成15年度第1回新人騎手研修講座

平成15年8月5日(火)～7日(木)3日間 9名

場所 地方競馬研修館

山形県	江川 伸幸	石川県	畑中 信司
千葉県	本多 正賢	愛知県	大畑 雅章
東京都	真島 大輔	熊本県	河野 直人
神奈川県	拜原 靖之	熊本県	中留 伸治
石川県	鬼束 亮		

地方競馬全国協会業務方法書の一部変更

地方競馬全国協会業務方法書（昭和 37 年 8 月 31 日農林大臣認可）の一部を「新旧対照表」のとおり変更する。

附 則 （平成 15 年 9 月 26 日）

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 15 年 9 月 26 日）から施行する。

（注）新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新 旧 対 照 表 （原文縦書）

新	旧
<p>（登録の拒否等）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成 3 年国家公安委員会規則第 4 号）第 1 条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</p> <p>六～十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第 10 条の 2 （略）</p> <p>一 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 1 条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者であることが判明したとき。</p> <p>二～十一 （略）</p> <p>（調教師又は騎手の欠格事由）</p> <p>第 24 条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力</p>	<p>（登録の拒否等）</p> <p>第 5 条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で競馬法施行規則（昭和 29 年農林省令第 55 号。以下「省令」という。）別表第 1 に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</p> <p>六～十三 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第 10 条の 2 （略）</p> <p>一 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で省令別表第 1 に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者であることが判明したとき。</p> <p>二～十一 （略）</p> <p>（調教師又は騎手の欠格事由）</p> <p>第 24 条 （略）</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で省令別表第 1 に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</p>

新	旧
<p><u>団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 1 条各号に掲げるもの</u>を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者</p> <p>六～九（略） 第 30 条の 2（略）</p> <p>一 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 1 条各号に掲げるもの</u>を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者であることが判明したとき。</p> <p>二～六（略） （調教師又は騎手の免許に関する特例） 第 73 条 指定交流競走に出走させようとする中央登録馬を調教しようとする競馬会の免許を受けている調教師又は指定交流競走に出走させる馬に騎乗しようとする競馬会の免許を受けている騎手が<u>競馬法施行規則（昭和 29 年農林省令第 55 号。第 3 項において「省令」という。）</u>第 13 条第 4 項の規定による協会の調教師又は騎手の免許を受けようとする場合は、第 23 条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に、競馬会が発行した調教師免許証又は騎手免許証及び協会が必要と認める事項を記載した書類を添え、これを協会に提出しなければならない。</p> <p>2、3（略）</p>	<p>六～九（略） 第 30 条の 2（略）</p> <p>一 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で<u>省令別表第 1 に掲げるもの</u>を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者であることが判明したとき。</p> <p>二～六（略） （調教師又は騎手の免許に関する特例） 第 73 条 指定交流競走に出走させようとする中央登録馬を調教しようとする競馬会の免許を受けている調教師又は指定交流競走に出走させる馬に騎乗しようとする競馬会の免許を受けている騎手が<u>省令第 13 条第 4 項</u>の規定による協会の調教師又は騎手の免許を受けようとする場合は、第 23 条の規定にかかわらず、協会が別に定める様式の申請書に、競馬会が発行した調教師免許証又は騎手免許証及び協会が必要と認める事項を記載した書類を添え、これを協会に提出しなければならない。</p> <p>2、3（略）</p>

地方競馬全国協会馬主及び馬登録事務細則の一部改正

地方競馬全国協会馬主及び馬の登録事務細則（昭和 37 年度達第 4 号）の一部を「新旧対照表」のとおり改正する。

附 則 （平成 15 年 9 月 26 日平成 15 年度達第 1 号）

この達は、平成 15 年 9 月 26 日から実施する。

（注） 新旧対照表については、読みやすくするため組み直したものを収録した。

新 旧 対 照 表 （原文縦書）

新	旧
<p>別記</p> <p>馬主登録審査基準</p> <p>馬主登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で<u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第 1 条各号に掲げるもの</u>を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（以下「暴力団関係者」という。）</p> <p>六～十四 （略）</p>	<p>別記</p> <p>馬主登録審査基準</p> <p>馬主登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を拒否する。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で<u>競馬法施行規則（以下「省令」という。別表第 1 に掲げるもの</u>を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者（以下「暴力団関係者」という。）</p> <p>六～十四 （略）</p>

できごと

平成15年9月

- | | |
|-------|----------------------------|
| 9月13日 | 第78期騎手課程修了記者会見（地方競馬教養センター） |
| 9月18日 | 第2回免許試験委員会 |
| 9月26日 | 第78期騎手課程修了式（地方競馬教養センター） |